# 年末年始のごみ収集・資源回収日程のお知らせ

日程	ごみの収集・資源の回収	「くりーんプラザ・龍」へ直接搬入
12月28日 (月) まで	通常通り収集・回収を行います	搬入できます
12月29日 (火)	全地区「もえるごみ」のみ収集を行います (資源の回収は行いません)	「もえるごみ」のみ 搬入できます
	40 0 00 0 (1) 1, 2 0 7 0 7	

## 12月30日(水)から令和3年1月3日(日)まで 収集・回収は行いません

くりーんプラザ・龍へも直接搬入できません

今札  3 年 1 日 4 日 (日)	全地区「もえるごみ」のみ収集を行います (資源の回収は行いません)	
令和3年1月5日(火)から	通常通り収集・回収を行います	

搬入できます

※直接搬入される方は「くりーんプラザ・龍」☎0297-60-1777へお問い合わせください。 龍ケ崎市板橋町 436-2

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線243)

# 浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させる には、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。 適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

### 保守点検

- ●浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を 行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が 不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10 人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3~4回行う 必要があります。
- ●県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

- ●浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- ●年に1回以上(全ばっ気方式は6カ月に1回以上)行う 必要があります。
- ●市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

## 法定検査

- ●浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が 放流されているかを検査します。
- ●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3~8カ月の間に 役場環境対策課 環境衛生係 1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。 ☎68-2211 (内線242・244)
- ●県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会に 申し込みをしてください。(☎029-291-4004) ☎029-301-2966

### -括契約システム

- ●保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括 契約システム」を、ぜひご利用ください。
- ●契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社) 茨城県水質保全協会にお申込みください。

#### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- ●単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所や お風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。 生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換する ことで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- ●身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換を お願いします。
- ●浄化槽の設置には、補助金が交付されます。 (単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合には、 新規設置の場合よりも増額になります。)

#### 問い合わせ先

茨城県県民生活環境部環境対策課

### 竜ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープランに関する公聴会の開催のお知らせ

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、住民の皆さまからご意見をいただくため、下記の とおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることができます。申出者が多数の場合は、意見内容を考慮のうえ 代表者を選考させていただきます。なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

公聴会開催時には、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施いたしますが、感染状況を踏まえ、公聴会の開催方法、 日程を変更する可能性があります。最新の情報は、県ホームページをご覧ください。

#### ▼公聴会開催日時・場所

令和3年1月27日(水) 午前10時30分~

竜ケ崎工事事務所 2階 大会議室 (〒301-0007 龍ケ崎市馴柴町35)

#### ▼申し出方法

意見を述べることを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください。 (※公述申出書の様式は閲覧場所および茨城県都市計画課ホームページにあります。) 【提出先】〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県知事 大井川 和彦 (茨城県十木部都市局都市計画課扱い) あて

#### ▼公述申出期間

令和3年1月12日(火)~令和3年1月20日(水)※閉庁日を除く

▼原案の閲覧場所および問い合わせ先(※公述申出期間中のみ閲覧できます。)

茨城県土木部 都市局都市計画課 ☎029-301-4592

役場都市整備課 都市計画係 ☎0297-68-2211 (内線233)

# 

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけ られ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例 が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残十埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報 をお願いします。

## 不法投棄・野焼きを見つけたら 「不法投棄110番」へ通報!

心つも⊕んなでむらなく⊕はわ

**☎**0120-536-380**△** 受付時間:午前8時30分~午後5時15分(平日) 受付時間外は最寄りの警察署まで

問い合わせ先 茨城県廃棄物対策課

**☎**029-301-3033 役場環境対策課 廃棄物対策係 ☎68-2211 (内線243)



令和2年12月 (No.681)